

藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務 公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 本要領は藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務公募型プロポーザルの実施にあたり、プロポーザルに参加した事業者（以下「参加者」という。）の中から優先契約候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、提出書類の内容及びプレゼンテーション等について評価し、優先契約候補者及び次点者の選定を行う。

(確認及び審査実施者)

第3 参加者が、当該公募型プロポーザルの募集にあたり定める応募要件を満たしていることの確認は、介護保険課が行う。

2 提出書類の内容及びプレゼンテーション等の審査は、藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務公募型プロポーザル審査委員会が行う。

(評価の基準)

第4 評価項目及び基準は、藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務公募型プロポーザル審査委員会採点基準表（別紙4）において定める。

(評価及び採点の方法)

第5 第4に定める評価項目及び基準に基づき、評価及び採点を行う。

2 評価は、参加者から提出された企画提案書、プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングに基づき、評価項目ごとの配点に基づいた採点を審査欄に記入し、係数を乗じた点数を最終評価欄に記入する。

3 各委員の最終評価欄の合計点を集計後、平均点（小数点2位以下四捨五入）を算出し、当該参加者の評価点とする。

4 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書、プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングに基づく評価及び採点を実施する。

(プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングの実施方法)

第6 参加者によるプレゼンテーション及びデモンストレーションの時間は、1参加者概ね20分間以内とする。

2 プレゼンテーション及びデモンストレーション後のヒアリング時間は1参加者概ね10分間程度とする。

(契約候補者の選定)

第7 参加者の評価点が満点の60%を下回る場合は、契約候補者となることがで

きないものとする。

- 2 採点基準表の各評価項目に対して、審査欄（係数を乗じる前の点数）の平均点が2点以下のものがある場合は、優先契約候補者となることができないものとする。
- 3 各委員の採点結果、最も評価点が高い参加者を優先契約候補者として、2番目に高い参加者を次点者として選定する。
なお、評価点と同点の場合は 採点基準表の評価項目「導入効果」の点数が高い参加者を上位の順位者とする。
- 4 優先契約候補者として選定された後、提出された提案内容等に基づくシステム提供業務が執行できないと市が判断した場合には、次点者を優先契約候補者とする。

以 上